◇特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二二六号）（農林水産省）

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二六年法律第八四号）の施行期日は、平成二七年六月一日とすることとした。

◇特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行令（政令第二二七号）（農林水産省）

1　政令で定める食用に供されない農林水産物として、観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚及び真珠を定めることとした。（第一条関係）

2　政令で定める農林水産物を原材料とする製品等として、飼料（農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものに限る。）、漆、竹材、精油、木炭、木材、畳表及び生糸を定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二六年法律第八四号）の施行の日（平成二七年六月一日）から施行することとした。

◇平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二二八号）（厚生労働省）

1　平成二七年三月三一日において、平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（以下「平成一六年経過措置政令」という。）の規定による物価スライド特例水準の年金額のスライド率の特例の適用を受けていた者に係る平成二七年度における国民年金法等の一部を改正する法律（平成一二年法律第一八号）附則第二一条第一項及び第二項の従前額改定率は、国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成一七年政令第九二号）第六条第一項の規定にかかわらず、当該者の区分に応じ、一・〇三一に〇・九七〇から〇・九八三までの率を乗じて得た率とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の平成一六年経過措置政令の規定は平成二七年四月一日から適用することとした。

法律

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第十六号

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法

（趣旨）

第一条　この法律は、現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うため、特定防衛調達（専ら自衛隊の用に供するために製造又は輸入される装備品、船舶及び航空機（以下この条において「装備品等」という。）並びに当該装備品等の整備に係る役務の調達であって、防衛力の計画的な整備を行うために必要なものであり、かつ、長期契約（支出すべき年限が五箇年度を超える国の債務負担の原因となる契約をいう。第三条において同じ。）により行うことが当該調達に要する経費の縮減及び当該調達の安定的な実施に特に資するものとして防衛大臣が財務大臣と協議して定めるものをいう。以下同じ。）に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別の措置を定めるものとする。

（特定防衛調達についての国の債務負担）

第二条　国が特定防衛調達について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降十箇年度以内とする。

（公表）

第三条　防衛大臣は、前条に規定する会計年度の予算について財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十八条の閣議決定があったときは、遅滞なく、前条に規定する債務を負担する行為に係る特定防衛調達の概要及び当該特定防衛調達を長期契約により行うことによって縮減される経費の額として推計した額を公表するものとする。

2　防衛大臣は、特定防衛調達に係る長期契約を締結したときは、遅滞なく、当該長期契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の当該長期契約の概要及び当該特定防衛調達を当該長期契約により行うことによって縮減される経費の額として推計した額を公表するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）

2　この法律は、平成三十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3　前項の規定にかかわらず、特定防衛調達に係る平成三十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三十一年度以降の年度に支出すべきものとされた経費に係る当該国庫債務負担行為により支出すべき年限については、第二条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4　平成二十七年度の国庫債務負担行為に係る特定防衛調達についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「前条に規定する会計年度の予算について財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十八条の閣議決定があったときは、遅滞なく」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎